

匝瑳市地域活動団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、匝瑳市の区域内で活動する地域活動団体への支援及び市民の社会貢献活動への参加の機会を広げることを目的として、地域活動団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録することができる地域活動団体は、匝瑳市市民協働推進条例（平成28年匝瑳市条例第1号）第2条第5号に規定する地域活動を行う団体（以下「地域活動団体」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、登録の対象としないものとする。

(1) 構成員が5人未満の団体

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員と密接な関係を有する団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた団体

(登録の申込み等)

第3条 登録を希望する地域活動団体（以下「申込団体」という。）は、地域活動団体登録申込書（第1号様式）により、市長に登録の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあった場合は、速やかに申込書の内容を審査し、団体登録の可否を決定しなければならない。

3 市長は、前項に規定する決定の結果について、登録を決定する場合にあっては地域活動団体登録決定通知書（第2号様式）により、登録を却下する場合にあっては地域活動団体登録却下通知書（第3号様式）により申込団体に通知するものとする。

(登録事項の変更等)

第4条 前条第3項の規定により登録決定の通知を受けた地域活動団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項を変更する場合にあっては地域活動団体登録事項変更届（第4号様式）により、登録を抹消する場合にあっては地域活動団体登録抹消届（第5号様式）により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第5条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 前条の地域活動団体登録抹消届（第5号様式）の提出があったとき。
- (2) 第2条に規定する登録の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったと判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録に不相当であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、地域活動団体登録抹消通知書（第6号様式）により登録団体に通知するものとする。

(登録団体への支援)

第6条 市長は、地域活動を促進するため、登録団体に対し次に掲げる支援を行うものとする。ただし、これによって当該登録団体の活動に支障をきたす場合はこの限りでない。

- (1) 登録された情報を市ホームページ等に掲載し、広く市民に公開する。
- (2) 市民又は公的機関からの問い合わせに対し、登録事項を提供する。
- (3) 市が開催する講座、セミナー等の案内を行う。
- (4) 登録団体から当該団体の主催する行事等について掲載希望の申出があった場合、市の施設を利用して掲載する。

(登録の事務)

第7条 この登録に関する事務は、環境生活課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、地域活動団体の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。